

事務連絡
平成 30 年 2 月 14 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

愛荘町役場 長寿社会課

平成 30 年度介護職員処遇改善加算に係る計画書等の届出について

平素は、介護保険行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月のサービス提供分から標記の加算の適用を受けるためには、本年 2 月末（算定を受ける前々月の末日）までに計画書を届け出てください。

計画書の作成は、下記（5）に掲載しています「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 29 年 3 月 9 日老発 0309 第 5 号「厚生労働省老健局長通知」となりますが、今後、厚生労働省から新たな取り扱いについて通知があった場合には、おって連絡いたします。

また、新たに処遇改善加算を算定する場合や、加算の区分を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書も必要になりますので、併せて提出をお願いします。

記

(1) 提出書類および添付書類

「(参考様式) 介護職員処遇改善計画書チェック表」のとおり

(2) 提出期限

平成 30 年 2 月 28 日（水）必着

計画書の提出がない場合、平成 30 年 4 月からの加算を算定できません。

(3) 提出先は愛荘町役場長寿社会課となります。

また、他市町の指定を受けている場合には、その市町への提出も必要となりますので、ご注意ください。

(4) 届出書類について

- ・ (参考様式) 介護職員処遇改善計画書チェック表で確認願います。

また、チェック表および届出に必要な様式は滋賀県のホームページからダウンロードしてください。

- 届出書類のうち「就業規則」については、賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件および賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程も提出ください。（キャリアパス要件ⅠおよびⅢにおいては、その内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備する必要があるため、キャリアパス要件ⅠおよびⅢの適合状況を確認できる就業規則を提出ください。）

なお、就業規則の整備義務がない事業所についても、根拠を規定する内部規定等を提出ください。

(5) 提出書類の様式・厚生労働省老健局長通知・リーフレットの掲載先

- 提出書類の様式等については、県ホームページに掲載されていますので、そちらをご活用ください。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者 > 介護 > 介護保険にかかる諸情報
> 様式ダウンロード > 介護職員処遇改善加算届出様式

http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/sidou/syoguukaizen/syoguukaizen_yousiki.html

(6) 届出先・問合せ先

- 複数の事業所を運営している場合、計画書の作成は、法人で一括して作成する方法と、事業所ごとに作成する方法がありますが、いずれの方法によっても各事業所等を所管する届出先ごとに届出が必要となります。

(7) 賃金改善実施期間について

- 賃金改善実施期間の設定は、平成24年4月以降に加算として算定されていた法人については、加算を算定する月と同じ期間となります。

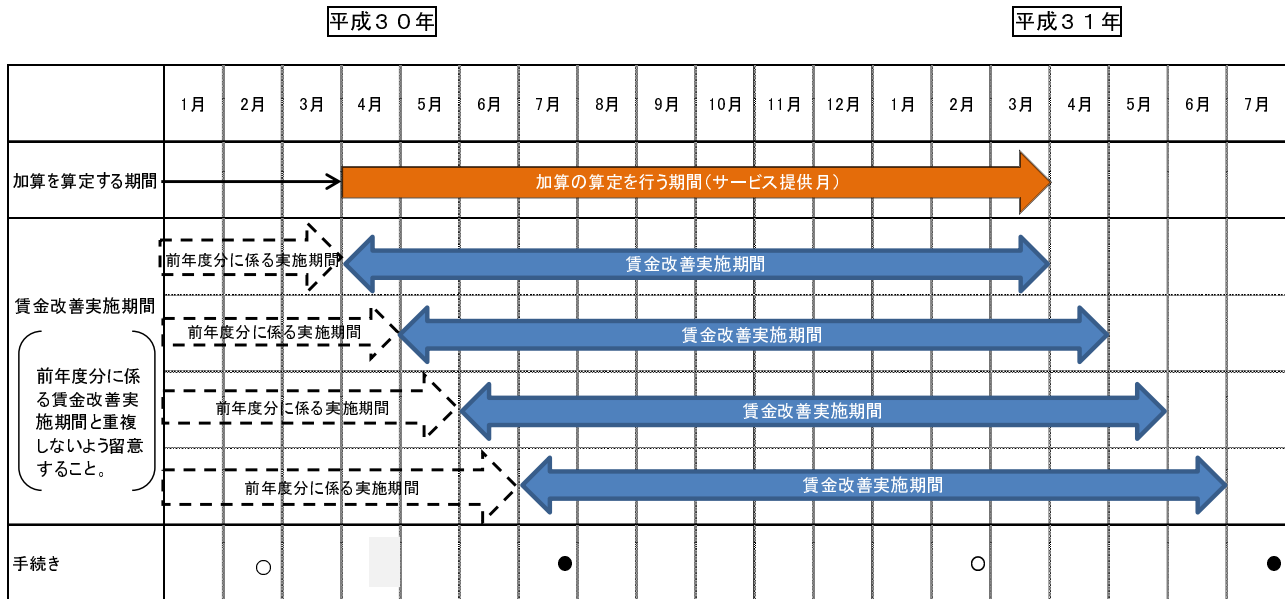
平成24年3月以前に交付金として交付を受けていた法人は、加算を算定する期間と賃金改善実施期間は必ずしも一致しないため、以下の2点に留意ください。

① 賃金改善実施期間の月数は加算を算定する月数と同じでなければならない。

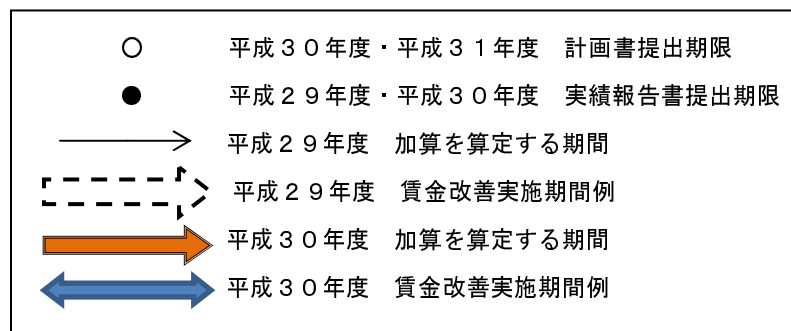
※ 平成30年4月から平成31年3月の12ヶ月加算を算定する場合は賃金改善実施期間も12ヶ月とする必要がある。

② 平成29年度の介護職員処遇改善計画書の賃金改善実施期間と重複していないこと。

(交付金を受けていた法人の賃金改善実施期間のイメージ(例)と今後必要となる手続)



※賃金改善実施期間は法人によって異なるので、前回の届出をご確認ください。



(8) 賃金改善方法の周知について

- 事業所における賃金改善を行う方法等について、「介護職員処遇改善計画書」を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知願います。
また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答願います。

(9) その他について

- 加算Ⅰの上乗せ相当分を用いて計算する方法(計画書(1)⑤および⑥に記載する方法)は、平成28年度の賃金の総額(従来の加算Ⅰを取得し実施された賃金改善額を含む。)からの上乗せ相当分を明確に把握したうえで、介護職員処遇改善計画書および実績報告書を作成する必要があるため、対応が難しい事業所については、通常の計算方法(計画書(1)③および④に記載する方法)による方が賃金改善額を把握しやすいと考えられます。